

**法令情報の適用範囲を太字青記に、ポイントとなる部分を網掛け表示します>**  
**環境関連法規制等の動き 2022年4月(2022.3.15～2022.4.18)**

**法令情報**

**1. 土壌汚染対策法施行規則の一部を改正する省令**

<環境省令第6号>(2022.3.24公布、2022.07.1施行他)

土対法(第4条)では、一定面積以上の土地の形質の変更を行うときに都道府県知事に届け出る必要があります。今回、届出の際に添付する書面が一部変更されました。これまで、対象となる土地が共有地等の場合は、所有者等全員の同意書が必要でしたが、所有者が多数となる場合などに大きな負担となることから、必要な書面が登記事項証明書等に変更されました。

<参考>環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/110756.html>

**2-1. 地球温暖化対策の推進に関する法律施行規則の一部を改正する省令**

<環境省令第14号>(2022.4.1公布、同日施行)

**-2. 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地域脱炭素化促進事業計画の認定等に関する省令**

<農林水産・経済産業・国土交通・環境省令第1号>(2022.3.31公布、2022.4.1施行)

**-3. 地球温暖化対策の推進に関する法律第64条第4項の規定により**

**地方環境事務所長に委任する権限を定める省令** <環境省令第15号>(2022.4.1公布、同上)

2021.6.2公布の改正土対法に伴う関連省令の改正です。改正法では、新たに地域の再エネを活用した脱炭素化を促進する事業を推進するため、市町村は促進区域等を指定することができます。今回、市町村が指定する「地域脱炭素化促進事業の対象となる区域(促進区域)」の選定基準等(-1)、「地域脱炭素化促進事業計画」の申請方法(-2)並びに、地方環境事務所長に委任する権限(-3)が定められました。

<参考>環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/110849.html>

**3. 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に**

**関する法律施行規則の一部を改正する省令**

<財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境・防衛省令第1号>

(2022.3.31公布、2023.4.1施行他)

2021.10.20公布の改正化管法施行令に係る改正等です。施行令において新たに第一種指定化学物質として定められた物質の施行規則への追加(2023.4.1施行)、並びに下水道終末処理施設及び廃棄物処理施設において排出量を把握する第一種指定化学物質として水銀及びその化合物が追加されました(同日施行)。その他第一種指定化学物質排出量等届出様式が変更等されました。

**当該化学物質を取り扱い要件に該当する事業者並びに当該施設を所有する事業者等に適用されます。**

<参考>電子政府 <https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=595122010&Mode=1>

**4. 指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報の提供方法等を定める省令の一部を改正する省令**

<経済産業省令第35号>(2022.3.31公布、同日施行)

昨今のデジタル化の進展を踏まえ、化管法第14条に基づく、指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報の提供方法等が見直されました。新たにメールの送信又はインターネットを利用した情報の提供その他の方法であって、相手方が容易に閲覧できるものが提供方法に追加されました。

<参考>電子政府 <https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=595122011&Mode=1>

## 5. 労働安全衛生規則等の一部を改正する省令<厚生労働省令第 82 号> (2022. 4. 15 公布、2023. 4. 1 施行)

安衛法第 22 条に基づく、事業者が講ずるべき保護措置の対象者の範囲が拡大されました。現在、有機溶剤や特定化学物質等を取り扱う危険有害作業に直接従事する労働者に対して事業者が講ずることとされている保護措置について、新たに事業者が当該作業の一部を請負人に請け負わせる場合、当該請負人も保護措置の対象に加わりました。また、現在、危険有害作業を行っている作業場にいる全ての労働者に対して事業者が講ずることとされている保護措置について、当該作業場で何らかの作業に従事する全ての者（当該作業場に資材を搬入する業者等を含む。）が保護措置の対象に加わりました。

**当該危険有害作業を設けている事業者に適用されます。**

<参考>電子政府 <https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=495210340&Mode=1>

**法令検索** <https://elaws.e-gov.go.jp/>

## 一般情報

### 1. フロン類算定漏えい量報告・公表制度による2020年度フロン類算定漏えい量の

集計結果の公表について (2022. 3. 18環境省)

フロン排出抑制法に基づく、特定漏えい者(算定漏えい量が年間1,000t-CO<sub>2</sub>以上となる者)からの報告の集計結果が公表されました。特定漏えい者数は、401事業者(前年度比▲6)で、算定漏えい量の合計は、221万t-CO<sub>2</sub>(同▲7万)と減少しました。

<参考>環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/110735.html>

### 2. 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度に

おける 2018 年度温室効果ガス排出量の集計結果の公表について (2022. 3. 18 環境省)

環境省と経産省は、温対法に基づく温室効果ガス排出量の集計結果を公表しました。特定事業所排出者が1.2万事業者(前年度比▲191)、特定輸送排出者が1.3千事業者(同▲5)で微減、排出量の合計値も6億6千万t-CO<sub>2</sub>(同▲1.7千万)と減少しました。また、特定事業所排出者の業種別数では製造業が約50%(6千事業者)を占め、割合が多い順に食料品製造業、化学工業、輸送用機械器具製造業の順でした。

<参考>環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/110542.html>

### 3. 民間企業の方のための気候変動適応ガイドの改訂版の公表について (2022. 3. 25環境省)

近年、台風等による甚大な水害や土砂災害により、建物の損壊、停電、断水、操業停止など様々な影響が出ています。今後も地球温暖化の進行によって、影響が拡大することが懸念されています。本ガイドは、民間企業の経営及び実務に関わる方を対象に、最新の気候リスク情報や気候変動への適応に取り組むための考え方や手法について記載されています。

<参考>環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/110794.html>

### 4. 2020 年度ダイオキシン類対策特別措置法施行状況について (2022. 3. 25 環境省)

同法に係る特定施設数は大気基準で 8.4 千件(前年度比▲160)、水質基準で 3.4 千件(同▲76)と減少傾向にあります。各施設への立入検査は大気 2.9 千件(同▲847)、水質 6 百件(同▲185)実施され、排出基準適合違反による改善命令等は大気 12 件(前年同)、水質は 0 件(同▲2)でした。

<参考>環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/110780.html>

## 5. 2020年度水質汚濁防止法等の施行状況について (2022. 3. 29環境省)

2020年度末時点における水濁法に基づく特定事業場の数は26万件(前年度比▲3千)、内訳は多い順に旅館業6.5万件(同▲1千)、自動式車両洗浄施設3.2万件(前年同)、畜産農業2.5万件(同▲1千)でした。また、同法に基づく立入検査は2.8万件(同▲7千)で行われ、公共用水域への排出等に係る特定施設の構造や使用の方法、汚水等の処理方法に関する改善命令の件数は4件(同▲14)、一時停止命令は1件(同+1)、指導・勧告等は6.7千件(同▲1.8千)でした。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/110775.html>

## 6. PCB 特措法に基づく PCB 廃棄物の保管等の届出の全国集計結果(2020 年度)について

(2022. 3. 29 環境省)

環境省は、2020 年度末時点までの都道府県等で PCB 廃棄物を保管する事業者から届出のあった PCB 廃棄物の保管量等の集計結果を公表しました。事業者による高濃度 PCB 廃棄物の保管量は、種類別に変圧器が 1100 台(前年度比▲260)、コンデンサー(>3kg)が 3.3 万台(同▲1.5 万)、安定器が 210 万台(同▲60 万)と減少しています。一方、低濃度 PCB 廃棄物の保管量は、種類別に変圧器が 4.3 万台(前年度比+5 千)、コンデンサー(>3kg)が 2.1 万台(同▲3 千)、安定器が 6.5 万台(同▲2.1 万)と変圧器は増加しました。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/110848.html>

## 7. 「低濃度 PCB に汚染された電気機器等の早期確認のための調査方法及び適正処理に関する手引き」

の公表について (2022. 3. 31 環境省)

PCB 廃棄物の中で、絶縁油中の PCB 濃度が 5,000mg/kg 以下の PCB 廃棄物が低濃度 PCB 廃棄物に該当し、2027 年 3 月末までに処分委託等することが義務付けられています。低濃度 PCB により汚染された恐れがあるものとして、1993 年までに出荷された自家用電気工作物の変圧器や 1990 年までに出荷された電気溶接機、昇降機及びモーターなどに付属又は内蔵する低圧コンデンサーがあります。今般、環境省及び経産省は、低濃度 PCB に汚染された電気機器等を早期確認するための調査方法等を”手引き”に取りまとめました。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/110846.html>

## 8. 省エネ法定期報告書(2020年度実績)に基づく省エネ優良事業者を決定しました (2022. 3. 30経産省)

省エネ法では、事業者全体のエネルギー使用量(原油換算)が合計して1,500k1/年以上である事業者を特定事業者等として指定し、毎年度エネルギーの使用状況等の報告を求めています。また、特定事業者等は定期報告書に基づき、省エネの結果に応じてS(優良事業者)・A(一般事業者)・B(停滞事業者)へのクラス分けが行われます。経産省は、2020年度実績の報告を公表しました。全事業者1.2万事業者から報告があり、Sクラス53%(前年度比▲1.3)、Aクラス29%(同▲5.9)、Bクラス19%(同+7.4%)とSクラスが約5割を占めるものの微減しました。

〈参考〉経産省ホームページ <https://www.meti.go.jp/press/2021/03/20220330003/20220330003.html>

## 9. 化学物質管理に関する相談窓口・訪問指導のご案内

ラベル・SDS・リスクアセスメントについて (2022. 4. 1 厚労省)

労働安全衛生法に基づき、一定の危険有害性のある化学物質については、リスクアセスメントの実施や容器などへのラベル表示を行うこと等が義務付けられています。この相談窓口では、ラベルや SDS の記載内容の理解やこれを活用したリスクアセスメントの方法に関する相談に対応しています。また、リスクアセスメントに係る訪問支援も行っています。

〈参考〉厚労省ホームページ <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000046255.html>

## **意見募集情報**

### **1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画の変更案に関する意見募集について** (2022. 4. 14環境省)

既に処理期限を迎えている北九州事業地域の大型変圧器・コンデンサー等について、大阪事業地域及び豊田事業地域での処理対象とする内容、並びに事業終了準備期間を活用した処理の実施を明確にする内容等です。環境省は、2022. 5. 14まで意見募集を行っています。

〈参考〉電子政府 <https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=195220002&Mode=0>

### **2. 毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令案に関するご意見の募集について**

(2022. 4. 14厚労省)

毒劇物取締法では、毒物又は劇物の譲渡の際に提供する当該毒物又は劇物の性状及び取扱いに関する情報(令第40条の9)について、現状、文書又は磁気ディスクにて交付することとされています。今回、これらに加えて、光ディスク、電子メール等による交付や当該情報が記載されたホームページの閲覧を求める旨の伝達も認められます。厚労省は、2022. 5. 14まで意見募集を行っています。

〈参考〉電子政府 <https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495220012&Mode=0>

## **公募情報**

### **1. 2021 年度補正予算「クリーンエネルギー自動車・インフラ導入促進補助金」**

**2022 年度予算「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金」** (2022. 3. 31 経産省)

本事業は、2050 年カーボンニュートラルの実現に向けて、環境性能に優れ災害時にも非常用電源として活用可能な EV・PHV、FCV 等車両の需要創出及び車両価格の低減を促すと同時に、車両の普及と表裏一体にある充電・水素充てんインフラの整備を全国各地で進めることを目的としています。補助対象者は個人、法人等で、新規登録自家用車購入時や充電インフラ設備等導入時に補助を受けることができます。なお、申請総額が予算額を超過次第、募集は終了します。

〈参考〉経産省ホームページ [https://www.meti.go.jp/policy/mono\\_info\\_service/mono/automobile/cev/cevr3/cevinfrastucture.html](https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/mono/automobile/cev/cevr3/cevinfrastucture.html)

以 上